

平成 28 年 1 月 8 日

各 位

会 社 名 ス タ ー ・ マ イ カ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 秋 澤 昭 一
(コード 3230 東証 第 2 部)
問 合 せ 先 取 締 役 CFO 管 理 本 部 長 日 浦 正 貴
T E L 03-5776-2785
U R L <http://www.starmica.co.jp/>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 2 月 24 日の開催予定の第 15 回定時株主総会に定款の変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の理由

コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図り、経営の健全性と透明性をさらに向上させることを目的とし、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社への移行及び責任限定契約を締結することができる役員等の範囲の変更等について、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 2 月 24 日

定款変更の効力発生日 平成 28 年 2 月 24 日

以上

別紙

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p>
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産の賃貸 2. 不動産の管理及び利用 3. 不動産の売買及び仲介 4. 信託受益権の保有及び売買 5. 不動産の鑑定業務、鑑定システムの研究、開発 6. 建築物の設計、施工及び工事監理 7. 住宅の増改築、建替え及びリフォーム 8. 不動産に関するコンサルティング 9. 経営コンサルティング 10. 出版業 11. 講演会、セミナー、シンポジウム等の企画、開催、運営 12. 著作権、出版権、翻訳権等の知的所有権の管理、売買、賃貸 13. 市場調査、広告宣伝に関する業務 14. 資産運用に関するコンサルティング 15. 金融商品取引法で規定する第二種金融商品取引業、<u>投資助言・代理業</u> 16. 有価証券の投資及び運用 17. 貸金業 18. 債権の売買 19. 生命保険の募集に関する業務 20. 損害保険の代理業 21. 上記各号に附帯する一切の業務 	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産の賃貸 2. 不動産の管理及び利用 3. 不動産の売買及び仲介 4. 信託受益権の保有及び売買 5. 不動産の鑑定業務、鑑定システムの研究、開発 6. 建築物の設計、施工及び工事監理 7. 住宅の増改築、建替え及びリフォーム 8. 不動産に関するコンサルティング 9. 経営コンサルティング 10. 出版業 11. 講演会、セミナー、シンポジウム等の企画、開催、運営 12. 著作権、出版権、翻訳権等の知的所有権の管理、売買、賃貸 13. 市場調査、広告宣伝に関する業務 14. 資産運用に関するコンサルティング 15. 金融商品取引法で規定する第二種金融商品取引業 16. 有価証券の投資及び運用 17. 貸金業 18. 債権の売買 19. 生命保険の募集に関する業務 20. 損害保険の代理業 21. 上記各号に附帯する一切の業務
<p>第3条 (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は 7 名以内とする。</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p>	<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(<u>削除</u>)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会並 <u>びに監査等委員会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) は、7 名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 18 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p>

現行定款	変更案
<p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>第 19 条 取締役（<u>監査等委員である者を除く。</u>）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第 3 2 9 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から、取締役社長 1 名を定め、必要に応じて、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>第 21 条 (条文省略)</p>	<p>第 21 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>第 23 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>第 23 条 (条文省略)</p>	<p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>第 24 条 (現行どおり)</p>
<p>第 24 条 (条文省略)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 25 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 26 条 当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 27 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 28 条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現行定款	変更案
<p>第 27 条 (条文省略)</p>	<p>第 31 条 (現行どおり)</p>
<p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>(員数)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>第 28 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p>	
<p><u>(選任方法)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>第 29 条 監査役は、株主総会の決議によって</p>	
<p><u>選任する。</u></p>	
<p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使</u> <u>することができる株主の議決権の</u> <u>3 分の 1 以上を有する株主が出席</u> <u>し、その議決権の過半数をもって行</u> <u>う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に</p>	
<p><u>終了する事業年度のうち最終のも</u> <u>のに関する定時株主総会の終結の</u> <u>時までとする。</u></p>	
<p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の</u> <u>補欠として選任された監査役の任</u> <u>期は、退任した監査役の任期の満了</u> <u>する時までとする。</u></p>	
<p>3 <u>会社法第 3 2 9 条第 2 項に基づき</u> <u>選任された補欠監査役の選任決議</u> <u>が効力を有する期間は、選任後 4 年</u> <u>以内に終了する事業年度のうち最</u> <u>終のものに関する定時株主総会の</u> <u>開始の時までとする。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>第 31 条 監査役会の招集通知は、各監査役に <u>対し、会日の 3 日前までに通知を發</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>第 32 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>第 35 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p>	
<p><u>2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 会計監査人</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>37</u>条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第<u>38</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 計 算</p> <p>第<u>40</u>条～第<u>43</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;">第<u>5</u>章 会計監査人</p> <p>第<u>32</u>条～第<u>33</u>条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第<u>34</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第<u>35</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 計 算</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>39</u>条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第<u>1</u>条 <u>平成28年2月開催の第15回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</u></p> <p>第<u>2</u>条 <u>平成28年2月開催の第15回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>